

<生活衛生課 資料編>

(1)食品衛生法及び栃木県条例による許可施設数及び監視状況

表1 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第52条の許可を要するもの)(旧法)

	年度末営業施設数	許可施設数		廃業施設数	処分件数				告発件数	監視件数
		継続	新規		営業取消	営業停止	廃業命令	その他		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	990		320		1				164
	仕出し屋・弁当屋	279		73						80
	旅館	62		23						17
	その他	2,528		672						25
菓子(パンを含む。)製造業		415		102						56
乳処理業		2		1						13
特別牛乳さく取処理業										
乳製品製造業		6		1						4
集乳業		1		1						7
魚介類販売業		212		75						319
魚介類せり売り営業		1								24
魚肉ねり製品製造業				2						
食品の冷凍または冷蔵業		39		7						36
かん詰またはびん詰食品製造業		16		6						2
喫茶店営業		415		125						3
あん類製造業		2								9
アイスクリーム類製造業		56		11						21
食肉処理業		10		3						4
食肉販売業		239		85						88
食肉製品製造業		6		2						7
乳酸菌飲料製造業		3								
食用油脂製造業		2		2						3
マーガリン又はショートニング製造業										
みそ製造業		4		8						1
醤油製造業		1								
ソース類製造業		7		3						2
酒類製造業		6		1						
豆腐製造業		5		1						
納豆製造業		3								3
めん類製造業		27		6						7
そうざい製造業		71		20						32
添加物製造業		4								1
食品の放射線照射業										
清涼飲料水製造業		8		1						5
氷雪製造業		2								
計		5,422	0	0	1,551	0	1	0	0	933
令和3年度		6,946	120	431	2,294	0	1	0	0	1,838
令和2年度		9,260	1,039	1,331	1,383	0	1	0	0	2,987

表2 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第55条の許可を要するもの)(新法)

	年度末営業施設数	許可施設数		廃業施設数	処分件数				告発件数	監視件数
		継続	新規		営業取消	営業停止	廃業命令	その他		
1 飲食店営業	レストラン, 弁当, 旅館等	1,893	1,522	490						1,191
	露店	43	28							1
	削氷									
2	調理機能を有する自動販売機により食品を調理し, 調理された食品を販売する営業	3	3							
3	食肉販売業	46	29	4						31
4	魚介類販売業	44	33	9						97
5	魚介類せり売り営業									
6	集乳業	1	1							6
7	乳処理業	1								14
8	特別牛乳さく取処理業									
9	食肉処理業	5	3							3
10	食品の放射線照射業									
11	菓子(パンを含む。)製造業	169	211	124						60
12	アイスクリーム類製造業	3	2							2
13	乳製品製造業	1								2
14	清涼飲料水製造業	2	1							2
15	食肉製品製造業	3	2							3
16	水産食品製造業	2	2							3
17	氷雪製造業									
18	液卵製造業									
19	食用油脂製造業	2	2							2
20	みそ又はしょうゆ製造業	8	6							6
21	酒類製造業	3	3							2
22	豆腐製造業	2		1						1
23	納豆製造業									
24	麺類製造業	14	7							7
25	そうざい製造業	127	67	3						35
26	複合型そうざい製造業	1								2
27	冷凍食品製造業	8	2							5
28	複合型冷凍食品製造業									
29	漬物製造業	9	5	1						4
30	密封包装食品製造業	12	6							4
31	食品の小分け業	4	2							
32	添加物製造業	1	1							
計		2,407	0	1,938	632	0	0	0	0	1,483
令和3年度		1,101	0	1,539	438	0	0	0	0	50

## (2) 食品衛生法の許可を要しない施設の施設数及び監視状況

表3 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第55条の許可を要しないもの)(旧法)

	年度末営業施設数	処分件数(年度中)				告発件数	監視件数
		営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他		
給 学 校							
食 病院・診療所	14						
施 事業所	1						
設 その他	202						4
乳さく取業	10						
食品製造業	459						5
野菜果物販売業	112						105
そうざい販売業	99						29
菓子(パンを含む。)販売業	181						29
食品販売業(上記以外。)	273						
添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものを除く。)の製造業							114
添加物の販売業	80						1
氷雪採取業							
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	116						73
計	1,547	0	0	0	0	0	360
令和3年度	2,126	0	0	0	0	0	1,251
令和2年度	4,079	0	0	0	0	0	3,817

表4 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第55条の許可を要しないもの)(新法)

			年度末営業施設数	処分件数(年度中)				告発件数	監視件数
				営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他		
1	旧許可業種	魚介類販売業(包装済み)	32					1	
2		食肉販売業(包装済み)	59					51	
3		乳類販売業	434					2	
4		氷雪販売業	5						
5		コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	42						
6	販売業	弁当販売業	12						
7		野菜果物販売業	75					300	
8		米穀類販売業	30						
9		通信販売・訪問販売	3						
10		コンビニエンスストア	188					4	
11		百貨店, 総合スーパー	136					91	
12		自動販売機による販売業(自動洗浄・屋内設置,5を除く)	202						
13		その他の食料・飲料販売業	345					276	
14	製造・加工業	添加物製造・加工業	1						
15		いわゆる健康食品の製造・加工業	1						
16		コーヒー製造・加工業	22						
17		農産保存食料品製造・加工業	24						
18		調味料製造・加工業	22					2	
19		糖類製造・加工業	1					1	
20		精穀・製粉業	1					1	
21		製茶業	1						
22		海藻製造・加工業							
23		卵選別包装業	2					2	
24	その他の食料品製造・加工業	55					2		
25	上記以外のもの	行商	7						
26		集団施設給食	学校	3					
			病院・診療所	5					
			事業所	2					
			その他	113					6
27	器具, 容器包装の製造・加工業	11					2		
28	露店, 仮設店舗等における飲食提供のうち, 営業とみなされないもの								
29	その他	5					24		
計			1,839	0	0	0	0	765	
令和3年度			1,633	0	0	0	0	258	

(3) 食品等の検査及び違反等の状況

① 監視・指導の際の収去検査

表5 収去検査実施状況(乳を除く)

	検体数	不 検 体 数	不 良 理 由 ( 延 数 )						
			大腸菌 群	異 物	添加物使 用基準	法定外 添加物	残留農薬 基準	抗菌性 物質	そ の 他
魚 介 類	57								
冷 凍 食 品	無加熱摂取冷凍食 品	3							
	凍結直前に加熱され た加熱後摂取冷凍	15							
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食	22							
	生食用冷凍鮮魚介 類	0							
魚介類加工品(かん詰・び ん詰を除く。)	84								
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	72	1						※1 1	
乳 製 品	34								
乳類加工品(アイスクリーム類 を除き、マーガリンを含む。)	3								
アイスクリーム類・氷菓	18								
穀類及びその加工品(か ん詰・びん詰を除く。)	76								
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	256	3						※2 3	
菓 子 類	92	4	2					※3 2	
清 涼 飲 料 水	12								
酒 精 飲 料	13								
氷 雪	0								
水(市場内いけすの水)	40								
かん詰・びん詰食品	13								
そ の 他 の 食 品	12								
添加物及びその製剤	0								
器具及び容器包装	8								
お も ち や	0								
計	830	8	2	0	0	0	0	0	6

※1 ハム:亜硝酸根使用基準超過

※2 弁当(未加熱), そうざい(未加熱):細菌数超過

※3 洋生菓子:細菌数超過

また、旧衛生規範に基づく検査において、不適合は7件(弁当・そうざい(細菌数の超過)3件, 洋生菓子(大腸菌群陽性, 細菌数超過)4件), その他食品表示法に基づく違反が1件でした。

表6 乳の収去検査状況

	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査									放射性物質検査
	検体数	不適検体数	不適理由						検体数 (再掲)	
			無脂乳 固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸 菌群		抗生 物質
生乳	399	0								
牛乳	24	0								12(全て基準値 未満)
低脂肪牛乳	0	0								
加工 乳	乳脂肪分3%以上	0	0							
	乳脂肪分3%未満	2	0							
その他の乳	0	0								
計	425	0								12

②農畜水産物残留有害物質調査(表5 収去検査実施状況の再掲)

表7

ア 動物用医薬品検査結果(17検体)

検体名		検体数	項目数	不適検体数
宇都 宮市 内産	鶏卵	3	27	0
	鮎	4	27	0
	はちみつ	6	4	0
輸入	輸入牛肉(メキシコ産)	1	26	0
	輸入豚肉(スペイン産)	1	26	0
	輸入鶏肉(ブラジル産)	2	27	0

イ 残留農薬検査結果(37検体)

検体名	検体数 (不適検体数)	項目数	備考 [検出値(基準) 単位ppm]
アスパラガス	6(0)	324	マイクロブタニル0.0073(0.5以下)
日本なし	6(0)	328	キャプタン0.040(15以下)
			クレソキシムメチル0.026(5以下)
			クレソキシムメチル0.072(5以下)
			クロチアニジン0.0064(1以下)
			クレソキシムメチル0.015(5以下)
			クロチアニジン0.0094(1以下)
			シプロジニル0.0057(5以下)
にら	6(0)	314	クロチアニジン0.0067(1以下)
			デルタメトリン及びトラロメトリン 0.0066(0.3以下)
			クレソキシムメチル0.014(5以下)
			クロチアニジン0.013(1以下)
			シプロジニル0.0074(5以下)
			アセタミプリド0.11(2以下)
			クレソキシムメチル0.015(5以下)
いちご	6(0)	322	クレソキシムメチル0.83(25以下)
			シベルメトリン0.056(3以下)
			ペンディメタリン0.011(0.05)
			アセタミプリド2.0(5以下)
			イミダクロプリド0.0068(0.7以下)
			クレソキシムメチル10(25以下)
			クレソキシムメチル2.4(25以下)
フルジオキソニル0.21(9以下)			
トマト	6(0)	320	クロチアニジン0.44(15以下)
			シベルメトリン0.30(3以下)
			クレソキシムメチル0.59(25以下)
			アセタミプリド0.68(5以下)
			プロフェジン0.015(1以下)
			リニューロン0.0069(0.2以下)
			アゾキシストロピン0.14(10以下)
輸入	1(0)	321	ジエトフェンカルブ0.23(5以下)
			プロシミドン1.4(5以下)
			ルフェヌロン0.18(1以下)
			シメコナゾール0.083(3以下)
			プロシミドン0.12(5以下)
			アゾキシストロピン0.0087(3以下)
輸入	1(0)	321	ボスカリド0.20(5以下)
			プロシミドン0.026(4以下)
			ボスカリド0.018(5以下)
			クロチアニジン0.0099(3以下)
			ジエトフェンカルブ0.0071(2以下)
			チアメトキサム0.010(2以下)
グレープフルーツ (アメリカ産)	1(0)	321	イマザリル0.00073(5以下)
レモン (アメリカ産)	1(0)	321	チアベンダゾール0.00089(10以下)
玉ねぎ (中国産)	1(0)	318	フェンプロパトリン0.032(5以下)
牛肉 (メキシコ産)	1(0)	3	フルジオキソニル0.0010(10以下)
豚肉 (スペイン産)	1(0)	3	プロピコナゾール0.00023(8以下)
鶏肉 (ブラジル産)	2(0)	3	検出なし

ウ 魚介類中の総水銀及び有機スズ化合物の検査結果(10検体)

(単位:ppm)

検体名	総水銀 検出値	ジブチルス ズ(DBT)	トリブチルス ズ(TBTO)	トリフェニルス ズ(TPT)	漁獲海域
黄ハタ	0.400	N.D.	N.D.	N.D.	長崎県(京泊港)
スズキ	0.120	N.D.	N.D.	N.D.	福島県(相馬港)
真鯛	0.130	N.D.	N.D.	N.D.	富山県(新湊)
イワシ	0.017	N.D.	N.D.	N.D.	千葉県(銚子港)
本マス	0.045	N.D.	N.D.	N.D.	宮城県(気仙沼港)
カマス	0.140	N.D.	N.D.	N.D.	大分県(豊後水道)
マコガレイ	0.039	N.D.	N.D.	N.D.	青森県(下北半島)
メバル	0.10	N.D.	N.D.	N.D.	新潟県(佐渡)
平目	0.034	N.D.	N.D.	N.D.	宮城県(気仙沼港)
小肌	0.013	N.D.	N.D.	N.D.	佐賀県(竹崎港)

※魚介類の水銀の暫定的規制値は総水銀の0.4ppmを越えた場合にメチル水銀を測定する。

※N.D.: 検出せず

③市場内の魚介類販売業施設のふきとり検査(60検体)

まな板25検体, 包丁5検体, マグロカッター(刃, 台)30検体実施

④遺伝子組換え食品の検査(表5 収去検査実施状況の再掲)

表8

食品の種類	検体数	不適検体数	原産国
とうもろこし(コーンフラワー)	2	0	アメリカ

④アレルギー物質の検査（表5 収去検査実施状況の再掲）

表9

ア 特定原材料(そば)

食品の種類	検体数	不適検体数
めん(生めん, ゆでめん, ギョウザの皮)	18	0

イ 特定原材料(卵)

食品の種類	検体数	不適検体数
麺類	4	0
そうざいの素	1	0
まぜごはんのもと	1	0
スープ	2	0
カレー	2	0
スナック菓子	10	0

⑤ノロウイルスの検査（表5 収去検査実施状況の再掲）

表10

食品の種類	検体数	不適検体数
生食用かき	12	0

※原産国が記入されていない食品は, 全て国産

⑥放射性物質検査(表5 収去検査実施状況の再掲)

表11

食品の種類	検体数	不適検体数
牛乳	12	0
野菜	48	0
はちみつ	6	0
鶏卵	3	0
計	69	0

【基準値】放射性セシウム:牛乳 50Bq/kg, 一般食品 100Bq/kg